

2025

国際刑事警察機構

ICPO-INTERPOL



INTERPOL

警察庁刑事局組織犯罪対策部国際捜査管理官作成
2025年（令和7年）3月

目 次

インターポールの構成要素と財政

1 総会 (General Assembly)	1
2 執行委員会 (Executive Committee)	1
(1) 構成と任期	
(2) 選挙	
(3) 任務	
3 ファイル管理委員会 (Commission for the Control of Files)	1
4 事務総局 (INTERPOL General Secretariat)	1
(1) 事務総長 (Secretary General)	
(2) 事務総局	
(3) IGCI (INTERPOL Global Complex for Innovation) 等	
5 国家中央事務局 (National Central Bureau)	2
(1) 国家中央事務局の指定	
(2) 国家中央事務局の任務	
6 インターポールの財政	3

インターポールの沿革

1 国際刑事警察会議	4
2 国際刑事警察委員会	4
3 国際刑事警察委員会の活動再開	4
4 国際刑事警察機構	4
5 他の国際機関との関係	4
(1) 国際連合との関係	
(2) その他の国際機関等との関係	
(3) フランスにおける本部協定	

インターポールの活動

1 実用的な情報の交換のための信頼性の高い情報ハブ機能の提供	6
(1) インターポールの通信ネットワーク	
(2) 犯罪及び犯罪者特定のための支援	
ア データベース	
イ 国際手配	
2 協力関係を通じた警察活動の強化	9
(1) 情報共有のための枠組	
(2) トレーニング・捜査支援	
3 革新的な解決策の提供による警察活動の強化	9
4 透明性の確保と即応性の強化によるパフォーマンスの向上	9

我が国とインターポール

1 加盟	10
(1) 国際刑事警察委員会への加盟	
(2) 国際刑事警察機構への改組	
2 組織・法制度	10
(1) 組織	
(2) 国際捜査共助法の制定	
3 分担金	10
4 総裁、副総裁及び執行委員への就任状況	10
5 事務総局への職員派遣	10
6 日本での総会等の開催	10

(1) 第36回総会（京都）	
(2) 第1回及び第9回アジア地域会議	
(3) 第6回アジア連絡調整官会議（Asian Contact Officers' Meeting）	
7 技術協力	11
8 外国警察との協力状況	12

参考資料

I インターポール加盟国・地域と国家中央事務局	13
II インターポール執行委員会	19
インターポール執行委員会構成員	
我が国からの総裁、副総裁及び執行委員への就任状況	
III インターポール主要会議開催地	21
インターポール総会	
アジア地域会議	
IV 国際刑事警察機構憲章	23
国際刑事警察機構（インターポール）の概要	36
年表	37

国際刑事警察機構（International Criminal Police Organization-INTERPOL）

国際刑事警察機構（インターポール）は、196 か国（地域を含む。）が加盟する国際刑事警察機関である。

1923 年（大正 12 年）に前身の国際刑事警察委員会が設立されて以来、国際的な警察協力の促進、国際的な犯罪の防止及び対策を推進する様々な機関の活動を支援している。

インターポールは、各国の国内法の範囲内で、かつ、「世界人権宣言」の精神に基づき、すべての刑事警察間における最大限の相互協力を確保し推進するとともに、一般法犯罪の予防及び鎮圧に効果があると認められるあらゆる制度を確立し、発展させるため、本部が置かれるフランスに加え、アルゼンチン、エルサルバドル、カメルーン、ケニア、コートジボワール、ジンバブエに地域事務局、バルバドスに連絡事務所、国際連合、欧州連合、アフリカ連合に特別代表部を設置し、加盟各国の警察と緊密な連携を図っている。また、2015 年（平成 27 年）4 月にはシンガポールに IGCI（INTERPOL Global Complex for Innovation）を公式に開所した。

なお、インターポール憲章（以下「憲章」という。）は、インターポールが政治的、軍事的、宗教的又は人種的性格を持ついかなる干渉又は活動を行うことを禁止している。



©INTERPOL

インターポールの構成要素と財政

1 総会 (General Assembly)

インターポールの最高意思決定機関が総会であり、各加盟国からの代表によって組織される。

総会は、年1回開催され、その任務は、

- 機構の原則及び全般的施策の決定
- 事務総局が作成した活動計画の検討及び承認
- 規則の制定
- 決議の採択及び構成員に対する勧告
- 財政方針の決定
- 他の組織との協定の検討及び承認

等である（憲章第6条、第8条）。



第92回インターポール総会（英国）©INTERPOL

2 執行委員会 (Executive Committee)

(1) 構成と任期

執行委員会は、原則として、総裁1人（任期4年）、副総裁3人（任期3年）、執行委員9人（任期3年）の合計13人によって構成される^(注)。執行委員会の構成員は、全員が異なった国の出身でなければならないが、総裁と副総裁は、4人で各大陸を代表することになっている。

なお、総裁、副総裁及び執行委員は、任期満了後、再任は認められない（憲章第15条、17条、19条）。

（注）第33回総会（1964年（昭和39年）ベネズエラ・ボリバル共和国（カラカス））において、アジア大陸3人、ヨーロッパ大陸4人、アメリカ大陸3人及びアフリカ大陸3人という執行委員の地理的配分が決定されている。

(2) 選挙

執行委員会の構成員は、前任者の任期満了又は辞任、資格の喪失、任務遂行不能若しくは罷免に伴い、総会の会期中に実施される選挙において選出される。各国代表団は、それぞれ1票の投票権を有する。

総裁は、3分の2の得票により選出されるが、2回にわたる投票でもこの多数が得られない場合は、

第3回目は単純多数の得票者が選出される。副総裁及び執行委員は、単純多数の得票により選出される（憲章第16条）。

(3) 任務

執行委員会は、総裁の招集により開催することとされており、その任務は、

- 総会の決定の実施の監督
- 総会の議題の策定
- 活動計画等の総会への提出
- 事務総長に対する業務監督

等である（憲章第20条、第22条）。

3 ファイル管理委員会 (Commission for the Control of Files)

第77回総会（2008年（平成20年）ロシア連邦（サンクトペテルブルク））において、ファイル管理委員会が憲章上の機関となることが決定された。委員会は、インターポールにおける個人情報の処理が機構の定める関連規則に適合していることを確保し、機構に助言を行うことをその任務とする（憲章第36条）。

4 事務総局 (General Secretariat)

事務総局は、事務総長及び事務総長の指揮の下にある部局によって組織される。

(1) 事務総長 (Secretary General)

事務総長は、警察事項について高度の識見を有する者の中から執行委員会を選定し、総会の承認を経て任命される。任期は5年で、一度に限り再任も可能である。65歳に達した場合は、その職を退かななければならないが、70歳を越えない範囲でその職務の継続が認められる場合もある。事務総長は、執行委員会及び総会の決定事項の実施に対して責任を負い、また、任務の遂行に当たっては、機構を代表するものとし、いかなる特定の国も代表してはならないこととされている。

その任務は、

- 職員の採用及び指揮
- 予算の執行
- 事務総局の部局の組織及び指揮
- インターポールの活動計画案の策定

等である（憲章第28条及び29条）。

現事務総長のプロフィール

バルデシー ウルキザ

（2024年11月：第92回インターポール総会で選任）

1981年ブラジル生まれ

2000～02 年 CEF 連邦銀行

04～07 年 アルカディスグループ（弁護士）

07 年 ブラジル連邦警察での勤務開始

08～09 年 マリオン州支部（歴史遺産・環境犯罪対策課長）

09～10 年 ブラジル連邦警察（総務・財務・ロジスティクス局）

10～14 年 ブラジル連邦警察（情報技術局）

14～15 年 ブラジル連邦警察（国際関係課長）

15～18 年 ブラジル連邦警察（NCB 長、国際警察協力部長）

21～22 年 ブラジル連邦警察（国際司法共助部長）

23～24 年 ブラジル連邦警察（国際総局長）

インターポールにおける経歴

18～21 年 インターポール脆弱コミュニティ課長

21～24 年 インターポール副総裁（アメリカ地域）

24 年 11 月～ インターポール事務総長（1 期目）

(2) 事務総局

事務総局の任務は、

- 総会及び執行委員会の決定の実施
- インターポールの能率的運営の確保
- 国内及び国際機関との協力
- 次年度の活動計画案の起草

等である（憲章第 26 条）。

また、事務総局の職員数は、2024 年（令和 6 年）12 月現在 1,239 人で、国籍は 132 か国に及んでいる。



事務総局外観 ©INTERPOL

(3) IGCI (INTERPOL Global Complex for Innovation) 等

フランスに設置された事務総局本部の機能補完及びアジア地域の活動を強化するため、2015 年（平成 27 年）4 月、シンガポールに IGCI が開所された。その初代総局長には、日本の警察庁職員が就任し、2018 年（平成 30 年）3 月までその職を務めた。

その他、事務総局本部の活動を支援する拠点として、世界各地に地域事務局及び特別代表部が設置されている。

- 地域事務局（6 か所）
アルゼンチン、エルサルバドル、カメルーン、ケニア、コートジボワール、ジンバブエ
- 連絡事務所（1 か所）
バルバドス
- 特別代表部（3 か所）
国際連合、欧州連合、アフリカ連合



IGCI 外観 ©INTERPOL

5 国家中央事務局 (National Central Bureau)

国家中央事務局は、インターポールを通じた刑事警察間協力のため、各国が指定する事務局であり、インターポールとの情報連絡窓口機関として機能している。

(1) 国家中央事務局の指定

各国が指定する国家中央事務局は、1 国 1 機関が原則である。我が国の国家中央事務局は警察庁であり、同事務局の事務は、刑事局組織犯罪対策部国際捜査管理官が所管している。

この他、事務総局と協議の上、国家中央事務局のほかに、準国家中央事務局 (Sub-Bureau) を設置することが認められている。具体的には、イギリスはジブラルタル、バーミューダ諸島等の 7 警察機関、アメリカ合衆国は米領サモアの 1 警察機関、オランダはボネールの 1 警察機関、中国は香港及びマカオの 2 警察機関、フランスはグアドループの 1 警察機関をそれぞれ準国家中央事務局に指定している。

(2) 国家中央事務局の任務

国家中央事務局の任務は、自国の関係機関、他の国家中央事務局及び事務総局との連絡を確保することであり、各国における警察の国際捜査協力の中心となっている。加盟各国は、憲章により、自国の国内法の範囲内で可能な限りの協力を確保し、推進することとされており、全ての国家中央事務局は、外国警察機関に対して捜査協力を要請でき、

他の加盟国の警察機関からの捜査協力の要請には国内法と矛盾しない範囲内で応じることが求められている。

6 インターポールの財政

インターポールの 2025 年予算は、1 億 1,570 万ユーロ（1 ユーロ＝163 円（2025 年レート）換算で約 188 億 6 千万円）である。インターポールの財源は、各国からの分担金や寄付金等により賄われており、2025 年の分担金については、一般予算総額の約 89.1%である 1 億 308 万 6 千ユーロ（1 ユーロ＝163 円換算で約 168 億 300 万円）が計上されている。

1 国際刑事警察会議：1914 年（大正 3 年）

インターポールの歴史は、1914 年に始まる。同年、モナコにおいて第 1 回国際刑事警察会議（International Criminal Police Congress）が開かれ、14 か国の警察官らが参加した。同会議では、世界の刑事警察の連携、犯罪情報と科学捜査技術の交流を図るための国際組織の創設等が討議された。

2 国際刑事警察委員会：1923 年（大正 12 年）

1923 年、ウィーンにおいて第 2 回国際刑事警察会議が開かれ、20 か国^{（注）}の警察の長が参加し、国際刑事警察委員会（ICPC-International Criminal Police Commission）の創設が決められた。



第 2 回国際刑事警察会議会場（ウィーン警察本部）©INTERPOL

ICPC は、本部をウィーンに置き、1938 年（昭和 13 年）には、会員国が 34 か国となったが、第 2 次世界大戦中は活動が事実上中断された。

（注）オーストリア、チェコスロバキア、デンマーク、エジプト、フィウメ（現在のクロアチアの一部）、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、イタリア、日本、ラトビア、オランダ、ポーランド、ルーマニア、スウェーデン、スイス、トルコ、米国、ユーゴスラビア

3 国際刑事警察委員会の活動再開：1946 年（昭和 21 年）

1946 年、ブリュッセルにおいて第 15 回 ICPC 総会が開催され、本部をウィーンからパリに移して ICPC の活動を再開することが決められた。また、新しく規約も取り決められ、ICPC を各国の代表である正会員と総会が選出する特別会員により構成すること、ICPC の事務局として国際中央事務局を常設すること、国際犯罪者に関する情報の提供、偽造犯罪に関する情報の収集・提供等の任務を行うことなどが定められた。



第 15 回国際刑事警察委員会総会 ©INTERPOL

4 国際刑事警察機構：1956 年（昭和 31 年）

1956 年、ウィーンにおいて開かれた第 25 回 ICPC 総会は、ICPC を発展的に解消することとし、57 か国・地域の警察機関を構成員として、国際刑事警察機構（インターポール）設立の憲章を採択した。以来、今日までインターポールは発展を続けており、2025 年（令和 7 年）2 月末現在の加盟国数は、196 の国・地域となっている。

5 他の国際機関等との関係

インターポールは、犯罪対策及び公共安全の維持のため、国際連合を始めとする他の国際機関との協力を促進している。

（1）国際連合との関係

1971 年（昭和 46 年）5 月の第 1769 回経済社会理事会本会議において、経済社会理事会とインターポールとの間の特別協定が承認され、これにより、経済社会理事会及びその下部機構が招集する会議や、インターポールが主催する会議への相互のオブザーバー派遣等が行われるようになった。

また、1996 年（平成 8 年）10 月の第 51 回国連総会において、我が国やスウェーデン等の共同提案により、インターポールの国連総会でのオブザーバー資格が認められることとなった。さらに、1997 年（平成 9 年）7 月には、アナン国連事務総長（当時）と兼元インターポール総裁（当時）がニューヨークの国連本部において、国際犯罪に関してインターポールと国連が相互に協力することを定めた協定に署名し、国際的な連携を強化することで合意した。

このほか、国連の下部機構である国連犯罪防止刑事司法委員会、国連薬物・犯罪事務所（UNODC）、

国際民間航空機関(ICA0)、国際電気通信連合(ITU)、国連教育科学文化機関(UNESCO)、世界保健機関(WHO)等とも協力を行っており、協力協定の締結、専門性の高い分野での各種会合への相互参加等を行っている。また、2004年(平成16年)11月から国連へインターポールの特別代表を派遣し、事務所を開設している。

(2) その他の国際機関等との関係

インターポールは、世界税関機構(WCO)や欧州評議会(CoE)等の国際機関、ユーロポールに代表される地域的な警察協力の枠組み等との犯罪防止に関係する情報交換等の協力関係を確立しており、2009年(平成21年)から欧州連合、2016年(平成28年)からアフリカ連合へそれぞれインターポールの特別代表を派遣し、事務所を開設している。

(3) フランスにおける本部協定

1983年(昭和58年)12月、インターポールとフランス政府との間の新本部協定を承認する法律が公布された。

新本部協定は、①インターポール本部の不可侵、②機構の訴訟手続の免除、③機構の内部規則の制定権、④機構の文書の不可侵、⑤事務総長に対する外交特権と免除、⑥機構の職員の任務遂行中の行為に関する訴訟手続の免除等を定めており、これによりインターポールは、フランス国内において政府機関並みの特権及び免除を享受している。なお、事務総局の地域事務局が置かれているアルゼンチン、エルサルバドル、カメルーン、ケニア、コートジボワール、ジンバブエ及び連絡事務所のあるバルバドス、IGCIの所在地であるシンガポールからもほぼ同様の特権及び免除が付与されている。

インターポールの活動

インターポールは、憲章第2条に定められた目的の達成のため、次の4分野を2022年から2025年の戦略目標に定め、様々な活動を行っている。

- ①実用的な情報交換のための信頼性の高い情報ハブ機能の提供
- ②協力関係を通じた警察活動の強化
- ③革新的な解決策の提供による警察活動の高度化
- ④透明性の確保と即応性の強化によるパフォーマンスの向上



事務総局の風景 ©INTERPOL

1 実用的な情報交換のための信頼性の高い情報ハブ機能の提供

(1) インターポールの通信ネットワーク

196の国・地域の警察機関が加盟するインターポールにとって、迅速かつ確実な情報交換を行うための国際的な通信手段は活動の基盤として不可欠なものであり、1929年（昭和4年）からインターポール独自の通信網の整備拡充に努めている。

1992年（平成4年）以降、それまでの短波通信に代わって電子メールの交換を可能にするメッセージ交換システムが導入され、2002年（平成14年）からは操作性及び経済性に一層優れたI-24/7（INTERPOL Global Communications System 24/7）の整備が進められ、2007年（平成19年）に全加盟国・地域が接続された。I-24/7の導入により、画像等の大容量のデータを十分なセキュリティを確保しつつ送受信することが可能となった。

I-24/7は、加盟国・地域間及び事務総局を結ぶ情報通信の基盤であり、加盟国・地域間の情報交換、データベースの検索等に活用されている。

(2) 犯罪及び犯罪者特定のための支援

事務総局は、加盟国から提供された国際犯罪及

び国際犯罪者に関する情報をデータベースに記録・蓄積しており、これらの情報は犯罪情勢の分析や犯罪及び犯罪者の特定に利用されている。

また、事務総局では、加盟国から提供された情報を基に、各国警察に対して被手配者の動向に対する注意喚起や犯罪の手口等の通知を行い、犯罪の未然防止、密輸品の水際押収等を支援している。

ア データベース

事務総局は、1989年（平成元年）5月の新庁舎の完成を機に大型コンピュータを導入し、それまで書類によって蓄積してきた犯罪情報を「犯罪情報システム(CIS)」としてデータベース化し、事務総局職員が犯罪情報をオンライン検索できることとなった。1998年（平成10年）からは、「インターポール犯罪情報システム(ICIS)」を導入し、より効果的な情報処理を実現している。

このほか、指紋、DNA等の様々なデータベースが整備されており、2016年（平成28年）11月からは顔画像認識データベースの運用が新たに開始された。

国外逃亡被疑者・国際犯罪者、紛失・盗難等旅券、盗難車両及び盗難美術品に関しては、I-24/7を利用して国家中央事務局等に設置された端末装置から直接データベースへ即時検索を行うことができる。

さらに、事務総局は、各国がI-24/7を国家中央事務局から延伸し、第一線におけるデータベースの活用を促進するための取組を積極的に進めている。我が国においても2009年（平成21年）8月から法務省の出入国在留管理庁において水際対策に紛失・盗難等旅券データベースを活用している。

イ 国際手配

国際手配制度は、全加盟国の警察の組織力を通じて、国外逃亡被疑者の所在発見、行方不明者の発見、身元不明死体の身元確認等に努めるものである。本制度には、次の国際手配書の発行及びディフュージョンの送付の2種類の方法がある。

(ア) 国際手配書 (Notices)

国際手配書は、国家中央事務局等からの要請に基づき、インターポール事務局が全加盟国に対して発行するものであり、次の8つの種別がある。

赤手配書



引渡し又は同等の法的措置を目的として、被手配者の所在の特定及び身柄の拘束を求めるもの

年	2020	2021	2022	2023	2024	2024 年末有効手配数
発行数	11,094	10,776	11,282	12,260	15,548	77,689

青手配書



事件に関連のある人物の人定、その所在地又は行動に関する情報を収集するもの

年	2020	2021	2022	2023	2024	2024 年末有効手配数
発行数	3,966	3,604	4,073	3,546	4,078	19,449

緑手配書



罪を犯した者で、その犯罪を他国で繰り返すおそれのある者に関する警告及び情報を提供するもの

年	2020	2021	2022	2023	2024	2024 年末有効手配数
発行数	509	1,072	607	473	561	12,749

黄手配書



行方不明者（主に未成年）の所在の特定又は自己の身元を特定することができない者の身元特定のため、情報を求めるもの

年	2020	2021	2022	2023	2024	2024 年末有効手配数
発行数	2,554	2,622	2,916	2,687	3,345	17,408

黒手配書



身元不明の死体に関する情報を求めるもの

年	2020	2021	2022	2023	2024	2024 年末有効手配数
発行数	391	118	167	282	211	2,351

オレンジ手配書



公共の安全に対し、深刻かつ切迫した脅威となる行事、人物、事物又は手口に関する警告を行うもの

年	2020	2021	2022	2023	2024	2024 年末有効手配数
発行数	34	45	43	38	29	75

紫手配書



犯罪者が使用する手口、物、仕掛けや隠匿方法に関する情報を求める又は提供するもの

年	2020	2021	2022	2023	2024	2024 年末有効手配数
発行数	130	107	90	72	68	692

インターポール国際連合特別手配書



国際連合安全保障理事会の制裁対象である個人又は団体に対する情報を提供するもの

年	2020	2021	2022	2023	2024	2024 年末有効手配数
発行数	9	13	6	10	23	632

このほか、盗難された美術品又は文化的価値を有する物品を探し出すこと又は疑わしい状況で発見された物品を特定することを目的とした盗難美術品手配書がある。

(イ) ディフュージョン (Diffusions)

ディフュージョンは、以下の目的で、国家中央事務局等から一つ又は複数の加盟国に対して直接送付される協力要請等をいう。

- ① 逮捕、拘束又は移動の制限のため
- ② 所在の特定及び追跡のため
- ③ 追加情報を入手するため
- ④ 身元を特定するため
- ⑤ 犯罪活動履歴の提供による警告を発するため
- ⑥ 情報を入手するため

2 協力関係を通じた警察活動の強化

(1) 情報共有のための枠組

ア 地域会議 (Regional Conference)

各地域の国際警察協力に関し、十分な検討を行うことを目的として、アフリカ、アメリカ、アジア、ヨーロッパの地域ごとに地域会議が開催されている。

1962 年（昭和 37 年）に第 1 回アフリカ地域会議が開催されたのを皮切りに、その他の地域においても定期的に開催されている。

イ 国家中央事務局長会議 (Heads of NCB Conference)

国家中央事務局間の協力強化、国際警察協力に関する問題等を議論し、インターポールの機能を強化するため、2005 年（平成 17 年）から国家中央事務局長を招へいする会議が開催され、活動施策等について議論が行われている。

ウ 各分野の作業部会等

インターポールではテロ犯罪、サイバー犯罪、組織犯罪を柱として、下記の分野において、犯罪対策を検討するための専門家による作業部会や情報交換のための捜査官による会合を開催し、法執行機関や官民学の関係機関との連携を通じた専門知識や情報交換の促進等の強化に努めている。

- | | |
|-------------|----------------|
| ① 汚職 | ⑨ 銃器の密輸 |
| ② 海洋における犯罪 | ⑩ 人身取引、不法移民 |
| ③ 環境犯罪 | ⑪ 戦争犯罪 |
| ④ 偽造通貨、偽造文書 | ⑫ 組織犯罪 |
| ⑤ 経済犯罪 | ⑬ テロリズム |
| ⑥ サイバー犯罪 | ⑭ 不正商品、偽造商品の密輸 |
| ⑦ 児童に対する犯罪 | ⑮ 文化遺産に対する犯罪 |
| ⑧ 車両に対する犯罪 | ⑯ 薬物犯罪 |

（五十音順）

(2) トレーニング・捜査支援

犯罪の国際化及び複雑化に対応し、加盟国が捜査能力を向上させることの重要性に鑑み、インターポールが提供するデータベース、ネットワーク等の利用、インターポールのルートでの情報交換等について習得するトレーニングや各種犯罪分野における捜査能力向上のためのトレーニングの実施、オンライントレーニング教材の開発・提供を行っている。

また、IGCI の開所に伴い、サイバー犯罪に関するトレーニング施設の設置やデジタルフォレンジックを駆使した直接的な捜査支援の提供などにより、加盟国が直面する新たな形態の犯罪への対応

能力向上を目指している。

3 革新的な解決策の提供による警察活動の高度化

インターポールは、デジタルトランスフォーメーションを推進し、国際犯罪対策や組織運営の迅速化を図っているほか、先駆的な警察手法や成功事例に関する検討、今後の展望についての意見交換を行うなど国際的な調査研究機関としての役割や専門家レベルの交流の場としての機能を強化している。

4 透明性の確保と即応性の強化によるパフォーマンスの向上

インターポールは、その財源として、加盟国からの法定分担金に加え、加盟国政府からの任意の寄付金等も活用して活動の充実を図る一方、活動の透明性と説明責任の確保の観点から、インターポールにおいて扱われる情報処理や財政管理を監督できる専門職員を配備するなど管理体制の強化も図っている。

また、組織運営の分権化を推進し、組織の法的枠組みを強化することで、組織の柔軟性を高め、変化する環境への即応性を強化している。

我が国とインターポール

我が国の警察は、1952年（昭和27年）8月にインターポールの前身である国際刑事警察委員会へ加盟して以来、年次総会に代表団を毎回派遣するとともに、その他の会議にも職員を派遣するなど、インターポールの活動に積極的に関与している。

1 加盟

(1) 国際刑事警察委員会への加盟

1952年（昭和27年）1月、在日フランス代表部から外務省に対し口上書をもって国際刑事警察委員会（ICPC）への加盟の勧めがあり、外務省からの要請を受けた国家公安委員会が、国家地方警察本部長官を国際刑事警察委員会の会員として加盟させることを決定。同年6月の第21回総会（ストックホルム）での加盟手続の後、同年8月20日に正式に会員となった。その後、1954年（昭和29年）の警察法の改正に伴い、警察庁長官が会員となった。

(2) 国際刑事警察機構への改組

1956年（昭和31年）、ICPCのインターポールへの改組に伴い、警察機関を構成員とすることとされたため、警察庁がその構成員となった。

2 組織・法制度

(1) 組織

複雑、多様化する国際犯罪に迅速かつ確実に対処するため、1975年（昭和50年）4月、警察庁刑事局に国際刑事課が新設され、国際的な犯罪捜査、インターポールとの連絡等の事務を所掌することとなり、国内体制の整備が図られた。その後、警察事象の国際化等に対応するため、1994年（平成6年）7月に警察庁に国際部が新設された際、国際刑事課が改組され、国際捜査共助、インターポールとの連絡等の事務を所掌する国際第二課が設置された。さらに、2004年（平成16年）の組織犯罪対策部の発足に伴い、国際捜査管理官へ事務が移管された。

(2) 国際捜査共助法の制定

犯罪の国際化の進展に伴い、国際捜査共助の重要性が広く認識されるようになると、これに的確に対応するための国内法制の整備が強く望まれるところとなった。国際捜査共助法（昭和55年法律第69号）は、このような事情を背景に制定されたもので、1980年（昭和55年）10月1日から施行され、外国の刑事事件の捜査に関して共助の要請があった場

合に我が国内においてとるべき措置を定めるとともに、インターポールを通じた協力の要請に応じてとるべき措置について規定している。同法は、2004年（平成16年）6月、「国際捜査共助等に関する法律」に改正された（同月施行）。

3 分担金

2025年（令和7年）の我が国の分担金支払額は約779万4千ユーロ（1ユーロ＝163円（2025年レート）換算、約12億7,100万円）であり、加盟国中、第3位の財政的な貢献を果たしている。

4 総裁、副総裁及び執行委員への就任状況

これまで、我が国から、総裁1人、副総裁2人及び執行委員8人（のべ人数）を輩出している。

5 事務総局への職員派遣

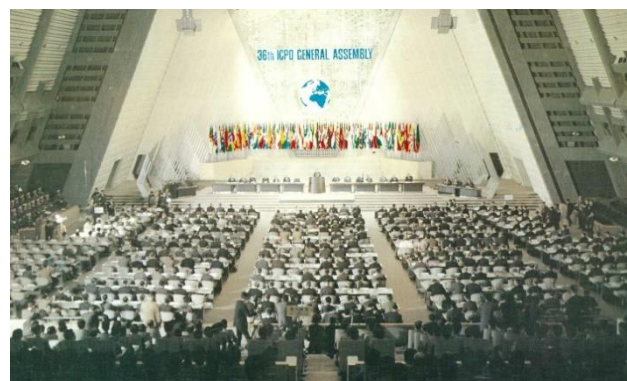
1967年（昭和42年）の第36回総会（京都）で採択された「事務総局職員の国際化に関する決議」を踏まえ、また、国際犯罪の専門家の育成等を図るため、警察庁では、1975年（昭和50年）8月から職員を事務総局に派遣している。

6 日本での総会等の開催

1967年（昭和42年）の日本における総会の開催等を契機に、国内におけるインターポールの評価が定着するとともに、国際的にも、日本警察に対する理解と認識が深まった。

(1) 第36回総会（京都）

1967年（昭和42年）9月27日から10月4日までの間、第36回総会が京都において開催された。これは、アジアにおける最初の総会であった。この総会には、69か国（当時の加盟国数は98か国）の代表179人と関係国際機関のオブザーバー33人が参加した。



第36回インターポール総会（京都）

(2) 第1回及び第9回アジア地域会議

上記の第36回総会に先立ち、1967年(昭和42年)9月25日及び26日に、京都において、第1回アジア地域会議が開催された。また、1987年(昭和62年)7月1日から4日までの間、東京において、第9回アジア地域会議が開催された。



第9回アジア地域会議 ©INTERPOL

(3) 第6回アジア連絡調整官会議(Asian Contact Officers' Meeting)

1994年(平成6年)に開催された第13回アジア地域会議の勧告を受け、日常的に連絡調整を行う国家中央事務局の連絡調整官を集めた会議が1996年(平成8年)から開催されている。2007年(平成19年)には、第6回アジア連絡調整官会議が我が国で初めて開催され、アジア地域における国際的犯罪に対する取組を強化するための発表や討議が行われた。



第6回アジア連絡調整官会議

の分野での技術協力を積極的に進めている。

7 技術協力

我が国は、アジア地域内のインターポール国家中央事務局等に対して情報通信に関する技術的な指導を行ってきたほか、事務総局に対しても情報通信関連施策に関する助言等を行っている。また、サイバー犯罪対策に関する事務総局主催の研修への講師の派遣や、同研修の我が国での開催など、サイバー犯罪対策

8 外国警察との協力状況

外国から捜査共助・協力を要請された件数及び外国に対して捜査共助・協力を要請した件数は、次のとおりである。

外国から捜査共助・協力を要請された件数の推移

年 次 区 分	27	28	29	30	令元	2	3	4	5	6
インターポールルート	1,993	1,698	1,815	1,693	1,545	1,277	1,181	981	956	874
外交ルート	36	37	32	63	38	43	74	34	56	125

外国に対して捜査共助・協力を要請した件数の推移

年 次 区 分	27	28	29	30	令元	2	3	4	5	6
インターポールルート	318	294	327	445	424	385	414	472	749	1169
外交ルート	53	83	109	156	186	169	199	208	330	625

(注) 外国捜査機関等との捜査共助・協力要請の方法

- ・インターポールルート：警察庁国際捜査管理官が事務総局又は相手国の国家中央事務局と捜査協力を行うルート
 - ・外交ルート：警察庁国際捜査管理官が我が国外務省及び相手国の外交を司る省庁を介して捜査共助を行うルート
- (上記表中の外交ルートには、刑事共助条約又は協定の締結国・地域との間における共助（中央当局ルート）の件数も含む。)

【参考資料Ⅰ】 インターポール加盟国・地域と国家中央事務局

インターポールには、2025 年（令和 7 年）2 月末現在、196 の国・地域が加盟している。

インターポール加盟国・地域と国家中央事務局の呼称^(注)

1 インターポール加盟国・地域（196）

アジア大陸 54 ヨーロッパ大陸 50 アメリカ大陸 38 アフリカ大陸 54

（注）インターポールでは、加盟国の国家中央事務局について、その国家中央事務局の所在地の都市名を用いて、例えば、「インターポール東京」や「NCB 東京」と呼ぶことが慣行となっている。

(1) アジア地域

	国名		NCB の呼称
AFGHANISTAN	アフガニスタン	KABUL	カブール
AUSTRALIA	オーストラリア	CANBERRA	キャンベラ
BAHRAIN	バーレーン	BAHRAIN	バーレーン
BANGLADESH	バングラデシュ	DHAKA	ダッカ
BHUTAN	ブータン	THIMPHU	ティンプー
BRUNEI	ブルネイ	BRUNEI	ブルネイ
CAMBODIA	カンボジア	PHNOM PENH	プノンペン
CHINA	中国	BEIJING	北京
FIJI	フィジー	SUVA	スバ
INDIA	インド	NEW DELHI	ニューデリー
INDONESIA	インドネシア	JAKARTA	ジャカルタ
IRAN	イラン	TEHRAN	テヘラン
IRAQ	イラク	BAGHDAD	バグダッド
JAPAN	日本	TOKYO	東京
JORDAN	ヨルダン	AMMAN	アンマン
KAZAKHSTAN	カザフスタン	ASTANA	アスタナ
KIRIBATI	キリバス	TARAWA	タラワ
KOREA	韓国	SEOUL	ソウル
KUWAIT	クウェート	KUWAIT	クウェート
KYRGYZ REPUBLIC	キルギス	BISHKEK	ビシュケク
LAOS	ラオス	VIENTIANE	ビエンチャン
LEBANON	レバノン	BEIRUT	ベイルート
MALAYSIA	マレーシア	KUALA LUMPUR	クアラルンプール
MALDIVES	モルディブ	MALE	マレ
MARSHALL	マーシャル	MAJURO	マジュロ
MICRONESIA	ミクロネシア	PALIKIR	パリキール
MONGOLIA	モンゴル	ULAN BATOR	ウランバートル
MYANMAR	ミャンマー	NAY PYI TAW	ネピドー
NAURU	ナウル	YAREN	ヤレン
NEPAL	ネパール	KATHMANDU	カトマンズ
NEW ZEALAND	ニュージーランド	WELLINGTON	ウェリントン
OMAN	オマーン	MUSCAT	マスカット

PAKISTAN	パキスタン	ISLAMABAD	イスラマバード
PALAU	パラオ	KOROR	コロール
PALESTINE	パレスチナ	PALESTINE	パレスチナ
PAPUA NEW GUINEA	パプアニューギニア	KONEDOB	コネドブ
PHILIPPINES	フィリピン	MANILA	マニラ
QATAR	カタール	DOHA	ドーハ
SAMOA	サモア	APIA	アピア
SAUDI ARABIA	サウジアラビア	RIYADH	リヤド
SINGAPORE	シンガポール	SINGAPORE	シンガポール
SOLOMON ISLANDS	ソロモン諸島	HONIARA	ホニアラ
SRI LANKA	スリランカ	COLOMBO	コロンボ
SYRIA	シリア	DAMASCUS	ダマスカス
TAJIKISTAN	タジキスタン	DUSHANBE	ドゥシャンベ
THAILAND	タイ	BANGKOK	バンコク
TIMOR-LESTE	東ティモール	DILI	ディリ
TONGA	トンガ	NUKU' ALOFA	ヌクアロファ
TURKMENISTAN	トルクメニスタン	ASHGABAT	アシガバット
UNITED ARAB EMIRATES	アラブ首長国連邦	ABU DHABI	アブダビ
UZBEKISTAN	ウズベキスタン	TASHKENT	タシケント
VANUATU	バヌアツ	PORT VILA	ポートビラ
VIET NAM	ベトナム	HANOI	ハノイ
YEMEN	イエメン	SANAA	サヌア

(2) ヨーロッパ地域

国	名	NCB の 呼 称	
ALBANIA	アルバニア	TIRANA	ティラナ
ANDORRA	アンドラ	ANDORRA	アンドラ
ARMENIA	アルメニア	YEREVAN	エレバン
AUSTRIA	オーストリア	VIENNA	ウィーン
AZERBAIJAN	アゼルバイジャン	BAKU	バクー
BELARUS	ベラルーシ	MINSK	ミンスク
BELGIUM	ベルギー	BRUSSELS	ブリュッセル
BOSNIA AND HERZEGOVINA	ボスニア・ヘルツェゴビナ	SARAJEVO	サラエボ
BULGARIA	ブルガリア	SOFIA	ソフィア
CROATIA	クロアチア	ZAGREB	ザグレブ
CYPRUS	キプロス	NICOSIA	ニコシア
CZECH REPUBLIC	チェコ	PRAGUE	プラハ
DENMARK	デンマーク	COPENHAGEN	コペンハーゲン
ESTONIA	エストニア	TALLINN	タリン
FINLAND	フィンランド	HELSINKI	ヘルシンキ
FRANCE	フランス	PARIS	パリ
GEORGIA	ジョージア	TBILISI	トビリシ
GERMANY	ドイツ	WIESBADEN	ヴィースバーデン

GREECE	ギリシャ	ATHENS	アテネ
HUNGARY	ハンガリー	BUDAPEST	ブダペスト
ICELAND	アイスランド	REYKJAVIK	レイキャビク
IRELAND	アイルランド	DUBLIN	ダブリン
ITALY	イタリア	ROMA	ローマ
ISRAEL	イスラエル	JERUSALEM	エルサレム
LATVIA	ラトビア	RIGA	リガ
LIECHTENSTEIN	リヒテンシュタイン	VADUZ	ファドーツ
LITHUANIA	リトアニア	VILNIUS	ビリニウス
LUXEMBOURG	ルクセンブルク	LUXEMBURG	ルクセンブルク
MALTA	マルタ	FLORIANA	フロリアーナ
MOLDOVA	モルドバ	CHISINAU	キシナウ
MONACO	モナコ	MONACO	モナコ
MONTENEGRO	モンテネグロ	PODGORICA	ポドゴリツァ
NETHERLANDS	オランダ	THE HAGUE	ハーグ
NORTH MACEDONIA	北マケドニア	SKOPJE	スコピエ
NORWAY	ノルウェー	OSLO	オスロ
POLAND	ポーランド	WARSAW	ワルシャワ
PORTUGAL	ポルトガル	LISBON	リスボン
ROMANIA	ルーマニア	BUCHAREST	ブカレスト
RUSSIA	ロシア	MOSCOW	モスクワ
SAN MARINO	サンマリノ	SAN MARINO	サンマリノ
SERBIA	セルビア	BEOGRAD	ベオグラード
SLOVAKIA	スロバキア	BRATISLAVA	ブラチスラバ
SLOVENIA	スロベニア	LJUBLJANA	リュブリャナ
SPAIN	スペイン	MADRID	マドリード
SWEDEN	スウェーデン	STOCKHOLM	ストックホルム
SWITZERLAND	スイス	BERN	ベルン
TURKEY	トルコ	ANKARA	アンカラ
UKRAINE	ウクライナ	KIEV	キーウ
UNITED KINGDOM	イギリス (英国)	MANCHESTER	マンチェスター
VATICAN	バチカン	VATICAN	バチカン

(3) アメリカ地域

	国名		NCB の 呼 称
ANTIGUA & BARBUDA	アンティグア・バーブーダ	ST JOHN' S	セントジョンズ
ARGENTINA	アルゼンチン	BUENOS AIRES	ブエノスアイレス
ARUBA	オランダ領アルバ	ORANJESTAD	オラニェスタット
BAHAMAS	バハマ	NASSAU	ナッソー
BARBADOS	バルバドス	BRIDGETOWN	ブリッジタウン
BELIZE	ベリーズ	BELMOPAN	ベルモパン
BOLIVIA	ボリビア	LA PAZ	ラパス
BRAZIL	ブラジル	BRASILIA	ブラジリア
CANADA	カナダ	OTTAWA	オタワ

CHILE	チリ	SANTIAGO	サンティアゴ
COLOMBIA	コロンビア	BOGOTA	ボゴタ
COSTA RICA	コスタリカ	SAN JOSE	サンホセ
CUBA	キューバ	HAVANA	ハバナ
CURAÇAO	オランダ領キュラソー	WILLEMSTAD	ウィレムスタッド
DOMINICA	ドミニカ国	ROSEAU	ロゾー
DOMINICAN REPUBLIC	ドミニカ共和国	SANTO DOMINGO	サントドミンゴ
ECUADOR	エクアドル	QUITO	キト
EL SALVADOR	エルサルバドル	SAN SALVADOR	サンサルバドル
GRENADA	グレナダ	ST GEORGE' S	セントジョージズ
GUATEMALA	グアテマラ	GUATEMALA	グアテマラ
GUYANA	ガイアナ	GEORGETOWN	ジョージタウン
HAITI	ハイチ	PORT AU PRINCE	ポルトープランス
HONDURAS	ホンジュラス	TEGUCIGALPA	テグシガルパ
JAMAICA	ジャマイカ	KINGSTON	キングストン
MEXICO	メキシコ	MEXICO	メキシコ
NICARAGUA	ニカラグア	MANAGUA	マナグア
PANAMA	パナマ	PANAMA	パナマ
PARAGUAY	パラグアイ	ASUNCION	アスンシオン
PERU	ペルー	LIMA	リマ
SINT MAARTEN	オランダ領シント・マールテン	PHILIPSBURG	フィリップスバーク
ST CHRISTOPHER & NEVIS	セントクリストファー・ネービス	BASSETERRE	バセテール
ST LUCIA	セントルシア	CASTRIES	カストリーズ
ST VINCENT & THE GRENADINES	セントビンセント・グレナディーン諸島	KINGSTOWN	キングスタウン
TRINIDAD&TOBAGO	トリニダード・トバゴ	PORT OF SPAIN	ポートオブスペイン
SURINAME	スリナム	PARAMARIBO	パラマリボ
UNITED STATES OF AMERICA	アメリカ（米国）	WASHINGTON	ワシントン
URUGUAY	ウルグアイ	MONTEVIDEO	モンテビデオ
VENEZUELA	ベネズエラ	CARACAS	カラカス

(4) アフリカ地域

国	名	NCB の 呼 称	
ALGERIA	アルジェリア	ALGIERS	アルジェ
ANGOLA	アンゴラ	LUANDA	ルアンダ
BENIN	ベナン	COTONOU	コトヌー
BOTSWANA	ボツワナ	GABORONE	ハボローネ
BURKINA FASO	ブルキナファソ	OUAGADOUGOU	ワガドゥグー
BURUNDI	ブルンジ	BUJUMBURA	ブジュンブラ
CAMEROON	カメルーン	YAOUNDE	ヤウンデ
CAPE VERDE	カーボベルデ	PRAIA	プライア
CENTRAL AFRICAN REPUBLIC	中央アフリカ	BANGUI	バンギ
CHAD	チャド	N' DJAMENA	ンジャメナ
COMOROS	コモロ	MORONI	モロニ

CONGO	コンゴ共和国	BRAZZAVILLE	ブラザビル
CÔTE D'IVOIRE	コートジボワール	ABIDJAN	アビジャン
CONGO (DEMOCRATIC REP.)	コンゴ民主共和国	KINSHASA	キンシャサ
DJIBOUTI	ジブチ	DJIBOUTI	ジブチ
EGYPT	エジプト	CAIRO	カイロ
EQUATORIAL GUINEA	赤道ギニア	MALABO	マラボ
ERITREA	エリトリア	ASMARA	アスマラ
ESWATINI	エスワティニ	MBABANE	ムババネ
ETHIOPIA	エチオピア	ADDIS ABABA	アディスアベバ
GABON	ガボン	LIBREVILLE	リーブルビル
GAMBIA	ガンビア	BANJUL	バンジュール
GHANA	ガーナ	ACCRA	アクラ
GUINEA	ギニア	CONAKRY	コナクリ
GUINEA-BISSAU	ギニアビサウ	BISSAU	ビサウ
KENYA	ケニア	NAIROBI	ナイロビ
LESOTHO	レソト	MASERU	マセル
LIBERIA	リベリア	MONROVIA	モンロビア
LIBYA	リビア	TRIPOLI	トリポリ
MADAGASCAR	マダガスカル	ANTANANARIVO	アンタナナリボ
MALAWI	マラウイ	LILONGWE	リロングウェ
MALI	マリ	BAMAKO	バマコ
MAURITANIA	モーリタニア	NOUAKCHOTT	ヌアクショット
MAURITIUS	モーリシャス	PORT LOUIS	ポートルイス
MOROCCO	モロッコ	RABAT	ラバト
MOZAMBIQUE	モザンビーク	MAPUTO	マプト
NAMIBIA	ナミビア	WINDHOEK	ウィントフック
NIGER	ニジェール	NIAMEY	ニアメ
NIGERIA	ナイジェリア	ABUJA	アブジャ
RWANDA	ルワンダ	KIGALI	キガリ
SAO TOME & PRINCIPE	サントメ・プリンシペ	SAO TOME	サントメ
SENEGAL	セネガル	DAKAR	ダカール
SEYCHELLES	セーシェル	VICTORIA	ビクトリア
SIERRA LEONE	シエラレオネ	FREETOWN	フリータウン
SOMALIA	ソマリア	MOGADISHU	モガディシュ
SOUTH AFRICA	南アフリカ	PRETORIA	プレトリア
SOUTH SUDAN	南スーダン	JUBA	ジュバ
SUDAN	スーダン	KHARTOUM	ハルツーム
TANZANIA	タンザニア	DODOMA	ドドマ
TOGO	トーゴ	LOME	ロメ
TUNISIA	チュニジア	TUNIS	チュニス
UGANDA	ウガンダ	KAMPALA	カンパラ
ZAMBIA	ザンビア	LUSAKA	ルサカ
ZIMBABWE	ジンバブエ	HARARE	ハラレ

2 準国家中央事務局設置地域（12 地域）

（1）アジア地域

地 域 名		Sub Bureau の呼称	
HONG KONG	香港（中国）	HONG KONG	ホンコン
MACAO	マカオ（中国）	MACAO	マカオ
AMERICAN SAMOA	米領サモア（米国）	PAGO PAGO	パゴパゴ

（2）ヨーロッパ地域

地 域 名		Sub Bureau の呼称	
GIBRALTAR	ジブラルタル（英国）	GIBRALTAR	ジブラルタル

（3）アメリカ地域

地 域 名		Sub Bureau の呼称	
ANGUILLA	アンギラ（英国）	THE VALLEY	ザ・バレイ
BERMUDA	バーミューダ諸島（英国）	HAMILTON	ハミルトン
BRITISH VIRGIN ISLANDS	英領バージン諸島（英国）	ROAD-TOWN	ロードタウン
BONAIRE	ボネール（オランダ）	KRALENDIJK	クラレンダイク
CAYMAN ISLANDS	ケイマン諸島（英国）	GEORGE TOWN	ジョージタウン
MONTSERRAT	モントセラト（英国）	PLYMOUTH	プリマス
TURKS & CAICOS	タークス・カイコス諸島（英国）	COCKBURN TOWN	コックバーンタウン
GUADELOUPE	グアドループ（仏国）	POINTE-A-PITRE	ポワントピートル

【加盟手続】

いかなる国も、その警察機関（機構の活動範囲内の任務を行う機関）を構成員（代表）としてインターポールに加盟することができる。加盟申請は、関係政府当局から事務総長に提出され、総会の3分の2以上の多数による承認が必要である。

【構成員の役割】

機構の構成員たる警察機関は、総会に代表を派遣する資格を有する一方、国内法の範囲内でインターポールの活動に積極的に参加し、可能な限りの協力を行わなければならない。具体的には、分担金を支払い、総会の決定や勧告を実施し、事務総長及び事務総局職員の職務執行を支援するものとされている。

【参考資料Ⅱ】インターポール執行委員会

インターポール執行委員会構成員 (2025 年 (令和 7 年) 2 月末現在)

1 総 裁

アラブ首長国連邦	Ahmed Nasser AL-RAISI	2021～2025 年
内務省主席監察官	アフメド・ナセル・アル＝ライシ	

2 副総裁 (3 名)

ヨーロッパ地域 (1 名)

ベルギー	Peter DE BUYSSCHER	2022～2025 年
連邦警察国際協力部長	ペーター・ド・バイシヤー	
国家中央事務局 (NCB) 長		

アメリカ地域 (1 名)

アメリカ	Mary D. RODRIGUEZ	2024～2027 年
司法省副部長	マリー・D・ロドリゲス	

アフリカ地域 (1 名)

モロッコ	Mohammed DKHISSI	2024～2027 年
国家中央事務局 (NCB) 長	モハメド・デリシイ	

3 執行委員 (9 名)

アジア地域 (2 名)

中国	WANG Yong	2024～2027 年
国家中央事務局 (NCB) 長	ワン・ヨン	

カタール	Ali Mohammed Al-Ali	2024～2027 年
国家中央事務局 (NCB) 長	アリ・モハメド・アル・アリ	

ヨーロッパ地域 (3 名)

ドイツ	Thorsten Kunst	2024～2027 年
国家中央事務局 (NCB) 長	トルステン・クンスト	

フランス	Lucas PHILIPPE	2024～2027 年
国際関係・レシジョン協力局副局長	ルカ・フィリップ	

トルコ	Mustafa Serkan SABANCA	2024～2027 年
国家中央事務局 (NCB) 長	ムスタファ・セルカン・サバンカ	

アメリカ地域 (2 名)

カナダ	Liam PRICE	2024～2027 年
RCMP (王立カナダ騎馬警察)	リアム・プライス	
国際特別業務担当部長		

アルゼンチン	Luis Alejandro Rolle	2024～2027 年
連邦警察長官	ルイス・アレハンドロ・ロジェ	

アフリカ地域（2名）

エジプト	Alaa El Din Mohamed Abdalah RAGAB	2022～2025 年
国家中央事務局(NCB)長	アラ・エル・ディン・モハメド・アブドゥラ・ラガブ	
ナミビア	Anne-Marie NAINDA	2022～2025 年
国家警察副長官	アン＝マリー・ナインダ	

我が国からの総裁、副総裁及び執行委員への就任状況

- 1 総 裁
1996 年 10 月～2000 年 11 月（平成 8～12 年）
警察庁国際部長
兼元 俊徳
- 2 副 総 裁
2012 年 11 月～2015 年 11 月（平成 24 年～27 年）
警察大学校組織犯罪対策教養部長
河合 信之

1990 年 9 月～1993 年 10 月（平成 2～5 年）
警察大学校国際捜査研修所長
川田 晃
- 3 執行委員
2018 年 11 月～2019 年 3 月（平成 30 年～31 年）
警察庁長官官房国際課長
中谷 昇

2009 年 10 月～2012 年 11 月（平成 21 年～24 年）
警察庁国際組織犯罪対策官
河合 信之

2003 年 10 月～2006 年 9 月（平成 15～18 年）
警察庁国際テロリズム対策室長
瀧澤 裕昭

1994 年 10 月～1996 年 10 月（平成 6～8 年）
警察大学校国際捜査研修所長
兼元 俊徳

1987 年 11 月～1988 年 11 月（昭和 62～63 年）
警察庁国際刑事課長
兼元 俊徳

1979 年 9 月～1982 年 10 月（昭和 54～57 年）
警察庁国際刑事課長
水町 治

1969 年 10 月～1970 年 10 月（昭和 44～45 年）
警察庁教養課長
関澤 元弘

1967 年 10 月～1969 年 10 月（昭和 42～44 年）
警察庁監察官
早出 好都

＊役職は就任時のもの

【参考資料Ⅲ】 インターポール主要会議開催地

(1) インターポール総会

回	年	西暦	場 所	回	年	西暦	場 所
1	大 12	1923	オーストリア (ウィーン)	41	昭 47	1972	ドイツ (フランクフルト)
2	13	1924	ドイツ (ベルリン)	42	48	1973	オーストリア (ウィーン)
	13	〃	オーストリア (ウィーン)	43	49	1974	フランス (カンヌ)
3	14	1925	ドイツ (ベルリン)	44	50	1975	アルゼンチン (ブエノスアイレス)
4	昭 2	1927	オランダ (アムステルダム)	45	51	1976	ガーナ (アクラ)
5	3	1928	オランダ (アントワープ)	46	52	1977	スウェーデン (ストックホルム)
		〃	スイス (ベルン)	47	53	1978	パナマ (パナマシティ)
6	5	1930	オーストリア (ウィーン)	48	54	1979	ケニア (ナイロビ)
7	6	1931	オランダ (アントワープ)	49	55	1980	フィリピン (マニラ)
8	7	1932	フランス (パリ)	50	56	1981	フランス (ニース)
9	8	1933	イタリア (ローマ)	51	57	1982	スペイン (トレモリーノス)
10	9	1934	オーストリア (ウィーン)	52	58	1983	フランス (カンヌ)
11	10	1935	デンマーク (コペンハーゲン)	53	59	1984	ルクセンブルク (ルクセンブルク)
12	11	1936	ユーゴスラビア (ベオグラード)	54	60	1985	米国 (ワシントン D.C.)
13	12	1937	英国 (ロンドン)	55	61	1986	ユーゴスラビア (ベオグラード)
14	13	1938	ルーマニア (ブカレスト)	56	62	1987	フランス (ニース)
15	21	1946	ベルギー (ブリュッセル)	57	63	1988	タイ (バンコク)
16	22	1947	フランス (パリ)	58	平元	1989	フランス (リヨン)
17	23	1948	チェコスロバキア (プラハ)	59	2	1990	カナダ (オタワ)
18	24	1949	スイス (ベルン)	60	3	1991	ウルグアイ (プンタデルエステ)
19	25	1950	オランダ (ハーグ)	61	4	1992	セネガル (ダカール)
20	26	1951	ポルトガル (リスボン)	62	5	1993	アルバ (アルバ)
21	27	1952	スウェーデン (ストックホルム)	63	6	1994	イタリア (ローマ)
22	28	1953	ノルウェー (オスロ)	64	7	1995	中国 (北京)
23	29	1954	イタリア (ローマ)	65	8	1996	トルコ (アンタルヤ)
24	30	1955	トルコ (イスタンブール)	66	9	1997	インド (ニューデリー)
25	31	1956	オーストリア (ウィーン)	67	10	1998	エジプト (カイロ)
26	32	1957	ポルトガル (リスボン)	68	11	1999	韓国 (ソウル)
27	33	1958	英国 (ロンドン)	69	12	2000	ギリシャ (ロードス)
28	34	1959	フランス (パリ)	70	13	2001	ハンガリー (ブダペスト)
29	35	1960	米国 (ワシントン D.C.)	71	14	2002	カメルーン (ヤウンデ)
30	36	1961	デンマーク (コペンハーゲン)	72	15	2003	スペイン (ベニドルム)
31	37	1962	スペイン (マドリード)	73	16	2004	メキシコ (カンクン)
32	38	1963	フィンランド (ヘルシンキ)	74	17	2005	ドイツ (ベルリン)
33	39	1964	ベネズエラ (カラカス)	75	18	2006	ブラジル (リオデジャネイロ)
34	40	1965	ブラジル (リオデジャネイロ)	76	19	2007	モロッコ (マラケシュ)
35	41	1966	スイス (ベルン)	77	20	2008	ロシア (サンクトペテルブルク)
36	42	1967	日本 (京都)	78	21	2009	シンガポール (シンガポール)
37	43	1968	イラン (テヘラン)	79	22	2010	カタール (ドーハ)
38	44	1969	メキシコ (メキシコシティ)	80	23	2011	ベトナム (ハノイ)
39	45	1970	ベルギー (ブリュッセル)	81	24	2012	イタリア (ローマ)
40	46	1971	カナダ (オタワ)	82	25	2013	コロンビア (カルタヘナ)

インターポール総会（つづき）

回	年	西暦	場 所
83	平 26	2014	モナコ（モナコ）
84	27	2015	ルワンダ（キガリ）
85	28	2016	インドネシア（バリ）
86	29	2017	中国（北京）
87	30	2018	アラブ首長国連邦（ドバイ）
88	令和元	2019	チリ（サンティアゴ）
89	3	2021	トルコ（イスタンブール）
90	4	2022	インド（ニューデリー）
91	5	2023	オーストリア（ウィーン）
92	6	2024	英国（グラスゴー）

(2) アジア地域会議

回	期 間	場 所
1	1967 年 9 月 25 日～26 日	日本（京都）（第 36 回総会時）
2	1974 年 9 月 17 日～19 日	フランス（カンヌ）（第 43 回総会時）
3	1975 年 4 月 3 日～8 日	フィリピン（マニラ）
4	1977 年 8 月 26 日～30 日	フランス（パリ）
5	1979 年 8 月 1 日～4 日	韓国（ソウル）
6	1980 年 11 月 10 日～11 日	フィリピン（マニラ）（第 49 回総会時）
7	1982 年 6 月 14 日～17 日	タイ（バンコク）
8	1986 年 4 月 15 日～19 日	トンガ（ヌクアロファ）
9	1987 年 7 月 1 日～4 日	日本（東京）
10	1989 年 2 月 21 日～24 日	ネパール（カトマンズ）
11	1991 年 2 月 26 日～3 月 1 日	オーストラリア（キャンベラ）
12	1993 年 7 月 28 日～8 月 1 日	モンゴル（ウランバートル）
13	1994 年 12 月 13 日～16 日	インド（ニューデリー）
14	1996 年 6 月 20 日～24 日	タイ（バンコク）
15	1998 年 2 月 17 日～19 日	オーストラリア（キャンベラ）
16	2001 年 2 月 20 日～22 日	タイ（バンコク）
17	2002 年 2 月 18 日～22 日	スリランカ（コロンボ）
18	2004 年 3 月 16 日～17 日	フィリピン（マニラ）
19	2006 年 4 月 11 日～13 日	インドネシア（ジャカルタ）
20	2008 年 3 月 5 日～7 日	中国（香港）
21	2012 年 9 月 17 日～19 日	ヨルダン（アンマン）
22	2015 年 4 月 15 日～17 日	シンガポール
23	2017 年 1 月 18 日～20 日	ネパール（カトマンズ）
24	2023 年 2 月 7 日～9 日	アラブ首長国連邦（アブダビ）

【参考資料Ⅳ】 国際刑事警察機構憲章

総 則

第1条 「国際刑事警察委員会」という名称であった組織は、今後「国際刑事警察機構（インターポール）」と称する。その本拠はフランスとする。

第2条 機構の目的は次のとおりである。

- (1) 各国の国内法の範囲で、かつ、「世界人権宣言」の精神に基づき、すべての刑事警察間における最大限の相互協力を確保し、及び推進すること。
- (2) 一般法犯罪の予防及び鎮圧に効果があると認められるあらゆる制度を確立し、及び発展させること。

第3条 機構は、政治的、軍事的、宗教的又は人種的性格を持ついかなる干渉又は活動もしてはならない。

第4条 いかなる国も、その任務が機構の活動範囲内にある警察を構成員として機構に代表させることができる。

加盟申請は、関係政府当局から事務総長あてに提出される。

加盟は、総会の3分の2の多数による承認を必要とする。

組織の構成

第5条 国際刑事警察機構（インターポール）の構成は次のとおりである。

- 総会
- 執行委員会
- 事務総局
- 国家中央事務局
- 顧問
- ファイル管理委員会

総 会

第6条 総会は、機構の最高機関であり、機構の構成員によって任命された代表でこれを組織する。

第7条 各構成員は、1名又は数名の代表を派遣することができる。ただし、首席代表は、国ごとに、その国の関係政府当局によって任命された1名に限る。機構の性格が専門的であるため、構成員は、次に掲げる者を代表団に含めるように努めなければならない。

- (a) 警察事務を処理する機関の上級の職員
- (b) その通常の職務が機構の活動に関係ある職員
- (c) 議題の事項に関する専門家

第8条 総会は次の事項をその任務とする。

- (a) 憲章に定められた任務を遂行すること。
- (b) 憲章第2条に規定する機構の目的の達成に必要な原則及び全般的施策を定めること。
- (c) 事務総局によって作成された次年度の全般的活動計画を検討し、及び承認すること。

(d) 必要と認められる他の規則を制定すること。

(e) 憲章に掲げる任務を遂行するための要員を選出すること。

(f) 機構が処理すべき事項に関して決議を採択し、及び構成員に勧告すること。

(g) 機構の財政方針を定めること。

(h) 他の組織と締結すべき協定を検討し、及び承認すること。

第9条 構成員は、総会の決定を実施するため、その本来の義務と矛盾しない限りにおいて、でき得るすべてを行うものとする。

第10条 機構の総会は毎年常会を開く。総会は、執行委員又は構成員の単純過半数の請求により臨時会を開くことができる。

第11条

- (1) 総会は、その会期中、特定の問題を処理するために、特別の委員会を設けることができる。
- (2) 総会は、また、その会期以外の間に、地域会議を開催することを決定できる。

第12条 当初の決定どおりの総会の開催が困難又は好ましくない状況になった場合を含め、総会は総会の開催に関する計画を決定する。

第13条 各国からの1名の代表のみが、総会において投票する権利を有する。

第14条 決定は、憲章によって3分の2の多数を必要とする場合を除き、単純過半数によって行う。

執行委員会

第15条 執行委員会は、機構の総裁、副総裁3人及び執行委員9人でこれを組織する。執行委員会の委員13人は、地理的配分を考慮の上、各々異なった国に所属するものとする。選出された執行委員会の委員は、執行委員の任期中、国内の当局で公的職位に就くものとする。

第16条 総会は、権限ある政府当局から推薦された候補者の中から、機構の総裁及び副総裁3人を選出する。

総裁を選出するには、3分の2の多数を必要とする。ただし、第2回投票の結果、この多数が得られない場合は、単純多数で足りる。

総裁及び副総裁は、各々異なった大陸出身であるものとする。

第17条 総裁は4年の任期中で選出される。副総裁は3年の任期中で選出される。これらの者は、引き続き同一の地位又は執行委員会の執行委員に重ねて選出される資格を有しない。

総裁を選出した結果、第15条（第2段落）又は第16条（第3段落）の規定が適用できず、又は矛盾するときは、

四大陸のすべてが総裁又は副総裁の地位で代表されるようにするため、第4の副総裁を選出するものとする。

この場合、暫定的に執行委員会の委員は14人となる。この例外的状況は、第15条及び第16条の規定が適用し得る状況になった時点において終了するものとする。

第18条 機構の総裁は次のことを行う。

- (a) 総会及び執行委員会の会議を主宰し、及び議事を進行させること。
- (b) 機構の活動を総会及び執行委員会の決定に合致させること。
- (c) 機構の事務総長とできる限り直接かつ不断の接触を保つこと。

第19条 総会は、権限ある政府当局から推薦された候補者の中から、執行委員会の執行委員9人を選出する。執行委員は、3年の任期で選任される。執行委員は、引き続き同一の地位に再選される資格を有しない。

第20条 執行委員会は、機構の総裁の招集により毎年少なくとも1回開催する。

第21条 執行委員会の委員全員は、その任務の遂行に当たっては、機構を代表するものとして行動し、各々の国を代表する者として行動してはならない。

第22条 執行委員会は次のことを行う。

- (a) 総会の決定の実施を監督すること。
- (b) 総会の議題を準備すること。
- (c) 執行委員会が有用と認める業務計画又は企画を総会に提出すること。
- (d) 事務総長の管理及び業務を監督すること。
- (e) 総会が執行委員会に委任したすべての権限を行使すること。

第23条 執行委員会の委員が辞任した場合、又は国内の当局における公的職位を退いた場合、又は執行委員会の委員の任務を遂行できなくなった場合は、執行委員会の委員の任期終了とする。権限ある政府当局は、執行委員会の委員の任期につき、任期満了前に、ただちに事務総長へ通知する。総会は、満期の任期で新たな執行委員会の委員を選出する。

第24条 例外的な状況においては、執行委員会の提議に基づき、総会は、任期満了前に、執行委員会の委員の任期を終了させることができる。

事務総局

第25条 事務総局は、機構内の常設の部局でこれを組織する。

第26条 事務総局は次のことを行う。

- (a) 総会及び執行委員会の決定を実施すること。
- (b) 一般犯罪との闘いにおける国際的中心としての機能を果たすこと。

(c) 技術及び情報の中心としての機能を果たすこと。

(d) 機構の能率的な運営を確保すること。

(e) 国内及び国際機関との接触を保つこと。

ただし、犯罪捜査に関する問題は、国家中央事務局を通じて処理されるものとする。

(f) 有用と認められる刊行物を出版すること。

(g) 総会、執行委員会その他この機構のすべての機関の会議において、会議事務局としての業務を計画し、及び実施すること。

(h) 総会及び執行委員会の審議及び承認を受けるため、次年度の活動計画案を起草すること。

(i) 機構の総裁とできる限り直接かつ不断の接触を保つこと。

第27条 事務総局は、事務総長及び機構の業務を委託された技術・事務職員でこれを組織する。

第28条 事務総長の任命は、5年の任期で、執行委員会が提案し、総会が承認する。事務総長は更に5年の任期で一度だけ再任されることができるが、65歳に達したときには、その職を退かなければならない。事務総長は、65歳に達しても、その任期を全うすることを認められることがあるが、70歳を越えてその職に留まることはできない。

事務総長は、警察事項に関して高度の識見を有する者の中から選ばなければならない。特別の事情のある場合には、執行委員会は、総会において事務総長の解任を求めることができる。

第29条 事務総長は、総会又は執行委員会が決定した指示に従って、職員を採用し、及び指揮し、予算を執行し、並びに常設の部局を組織し、及び指揮する。

事務総長は、執行委員会又は総会に対し、機構の業務に関するいかなる提案・企画も提出することができる。

事務総長は、執行委員会及び総会に対して責任を負う。

事務総長は、総会、執行委員会及び付随する他のすべての会議の審議に参加することができる。

事務総長は、その任務の遂行に当たっては、機構を代表するものとし、いかなる特定の国も代表してはならない。

第30条 事務総長及び職員は、その任務の遂行に当たっては、いかなる政府又は機構外の当局からも指示を求め、又は受けてはならない。事務総長及び事務総局の職員は、その国際的任務の遂行を阻害するおそれのあるいかなる行動をも慎まなければならない。

機構の各構成員は、事務総長及び職員の任務のもっぱら国際的な性格を尊重すること並びにこれらの者が任務を遂行するに当たってはこれらの者に影響を与えないことを約束するものとする。

機構のすべての構成員は、事務総長及び職員が職務を遂行するに当たっては最善を尽くしてこれらの者を支援するものとする。

国家中央事務局

第31条 機構は、その目的を達成するためには、構成員の積極的かつ不断の協力を必要とする。このため、構成員は、機構の活動に積極的に参加するために、自国の国内法と矛盾しない範囲において、でき得るすべてを行わなければならない。

第32条 前条の協力を確保するため、各国は、国家中央事務局としての機能を果たす一機関を指定する。国家中央事務局は、次の機関との連絡を確保する。

- (a) 自国の関係機関
- (b) 他国の国家中央事務局としての機能を果たす機関
- (c) 機構の事務総局

第33条 第32条の規定を適用できない国又は効率的な集権的協力ができない国の場合は、事務総局はこれらの国とともに、他の最も適切な協力方法を決定する。

顧問

第34条 機構は、学術的事項に関して、「顧問」に諮問することができる。

顧問は純粋に助言の役割を果たすものとする。

第35条 顧問は、執行委員会によって3年の任期で任命される。顧問の任命は、総会の承認により初めて確定する。顧問は、機構にとって関心のある分野において世界的名声のある者の中から選ばれる。

総会は、その決定によって、顧問を解任することができる。

ファイル管理委員会

第36条 ファイル管理委員会は、機構による個人情報の処理が、機構がこの問題について制定した規則に適合していることを確保するための独立機関である。

ファイル管理委員会は、機構に個人情報の処理に関連するあらゆるプロジェクト、活動、規則その他の事項について機構に助言するものとする。ファイル管理委員会は、機構のファイルに含まれる情報に関する要請を処理するものとする。

第37条 ファイル管理委員会の構成員は、その機能を実現するために必要とされる専門知識を有するものとする。その構成及び機能は、総会により規定される特別の規則に従うものとする。

予算及び財源

第38条 機構の財源は次のとおりとする。

- (a) 構成員からの分担金
- (b) 贈与、遺贈、助成金、補助金その他の財源。ただし、

あらかじめ執行委員会が受理し、又は承認したものに限られる。

第39条 総会は、事務総長が準備する見積りに従い、構成員の分担金の基準及び歳出の最高額を決める。

第40条 機構の予算案は、事務総長により作成され、承認を受けるため執行委員会に提出される。予算案は、総会が承認した後効力を発する。

総会が予算案を承認する可能性がなくなった場合は、執行委員会は、前年度予算の大綱に従い、必要な措置を採るものとする。

他の組織との関係

第41条 機構は、憲章に規定する目的に適合すると認める場合は、他の政府間又は非政府間の国際機関との関係を樹立し、及び協力する。

政府間又は非政府間の国際機関との関係に関する一般規約は、総会で承認された後効力を発する。

機構は、その所管するすべての事項に関して、非政府間の国際機関又は政府の若しくは非政府の国内機関から助言を受けることができる。総会の承認を得て、執行委員会は、急を要する場合は事務総長は、その活動及び権限の範囲内で、他の国際機関からの義務又は国際協定の適用による義務を引き受けることができる。

憲章の適用、改正及び解釈

第42条 この憲章は、構成員又は執行委員会の提議に基づき、これを改正することができる。

この憲章を改正するいかなる提議も、総会の審議に付する少なくとも3ヵ月以前に、事務総長から機構の構成員に通知されるものとする。

この憲章のあらゆる改正は、機構の構成員の3分の2の多数により承認される。

第43条 この憲章のフランス語、英語及びスペイン語の本文は正文とみなす。

第44条 この憲章の適用については、3分の2の多数で採択される細則及び付属文書により総会が決定する。

経過措置

第45条 付属文書Iに掲げる国を代表するすべての機関は、機構の構成員とみなす。ただし、当該機関が、関係政府当局を通じて、この憲章を受諾できない意思を表示した場合はこの限りでない。当該意思表示は、この憲章の施行日から6ヵ月以内になさなければならない。

第46条 第1回選挙において、抽選により任期1年の副総裁1人を決定する。第1回選挙において、抽選により、執行委員会の任期1年の執行委員2人及び任期2年の執行委員2人を決定する。

第47条 国際刑事警察委員会の地位において顕著な功績があ

り、かつ、永年勤続した者に対し、総会は、国際刑事警察機構のこれに相当する地位において名誉称号を与えることができる。

第 48 条 国際刑事警察委員会に属する全財産は、国際刑事警察機構に移管される。

第 49 条 この憲章において、

「機構」とは、常に、国際刑事警察機構をいう。

「憲章」とは、常に、国際刑事警察機構憲章をいう。

「事務総長」とは、国際刑事警察機構の事務総長をいう。

「委員会」とは、機構の執行委員会をいう。

「総会」とは、機構の総会をいう。

「構成員」とは、憲章第 4 条に規定する国際刑事警察機構

の構成員をいう。

「代表」とは、第 7 条に規定する代表団に属する者をいう。

「執行委員」とは、第 19 条に規定する条件において執行委員会に選ばれた者をいう。

第 50 条 この憲章は、1956 年 6 月 13 日から施行する。

付属文書 I

憲章第 45 条の規定が適用される国のリスト
(略)

CONSTITUTION OF THE INTERNATIONAL CRIMINAL POLICE ORGANIZATION-INTERPOL

GENERAL PROVISIONS

Article 1

The Organization called the "INTERNATIONAL CRIMINAL POLICE COMMISSION" shall henceforth be entitled: "THE INTERNATIONAL CRIMINAL POLICE ORGANIZATION-INTERPOL". Its seat shall be in France.

Article 2

Its aims are:

- (1) To ensure and promote the widest possible mutual assistance between all criminal police authorities within the limits of the laws existing in the different countries and in the spirit of the "Universal Declaration of Human Rights";
- (2) To establish and develop all institutions likely to contribute effectively to the prevention and suppression of ordinary law crimes.

Article 3

It is strictly forbidden for the Organization to undertake any intervention or activities of a political, military, religious or racial character.

Article 4

Any country may delegate as a Member to the Organization any official police body whose functions come within the framework of activities of the Organization.

The request for membership shall be submitted to the Secretary General by the appropriate governmental authority. Membership shall be subject to approval by a two-thirds majority of the General Assembly.

STRUCTURE AND ORGANIZATION

Article 5

The International Criminal Police Organization-INTERPOL shall comprise:

- The General Assembly
- The Executive Committee
- The General Secretariat
- The National Central Bureaus
- The Advisers
- The Commission for the Control of Files

THE GENERAL ASSEMBLY

Article 6

The General Assembly shall be the body of supreme authority in the Organization. It is composed of delegates appointed by the Members of the Organization.

Article 7

Each Member may be represented by one or several delegates; however, for each country there shall be only one delegation head, appointed by the competent governmental authority of that country.

Because of the technical nature of the Organization, Members should attempt to include the following in their delegations:

- (a) High officials of departments dealing with police affairs,
- (b) Officials whose normal duties are connected with the activities of the Organization,
- (c) Specialists in the subjects on the agenda.

Article 8

The functions of the General Assembly shall be the following:

- (a) To carry out the duties laid down in the Constitution;
 - (b) To determine principles and lay down the general measures suitable for attaining the objectives of the Organization as given in Article 2 of the Constitution;
 - (c) To examine and approve the general programme of activities prepared by the Secretary General for the coming year;
 - (d) To determine any other regulations deemed necessary;
 - (e) To elect persons to perform the functions mentioned in the Constitution;
 - (f) To adopt resolutions and make recommendations to Members on matters with which the Organization is competent to deal;
 - (g) To determine the financial policy of the Organization;
 - (h) To examine and approve any agreements to be made with other organizations.
-

CONSTITUTION OF THE INTERNATIONAL CRIMINAL POLICE ORGANIZATION-INTERPOL

Article 9

Members shall do all within their power, in so far as is compatible with their own obligations, to carry out the decisions of the General Assembly.

Article 10

The General Assembly of the Organization shall meet in ordinary session every year. It may meet in extraordinary session at the request of the Executive Committee or of the majority of Members.

Article 11

- (1) The General Assembly may, when in session, set up special committees for dealing with particular matters.
- (2) It may also decide to hold regional conferences between two General Assembly sessions.

Article 12

The General Assembly shall determine the arrangements for holding each of its sessions, including when circumstances make it impossible or inadvisable to hold a session as initially decided.

Article 13

Only one delegate from each country shall have the right to vote in the General Assembly.

Article 14

Decisions shall be made by a simple majority except in those cases where a two-thirds majority is required by the Constitution.

THE EXECUTIVE COMMITTEE

Article 15

The Executive Committee shall be composed of the President of the Organization, the three Vice-Presidents and nine Delegates.

The thirteen members of the Executive Committee shall belong to different countries, due weight having been given to geographical distribution.

Elected Executive Committee members shall hold official positions within a national administration throughout their term of office on the Executive Committee.

Article 16

The General Assembly shall elect, from among nominations put forward by the competent governmental authorities, the President and three Vice-Presidents of the Organization.

A two-thirds majority shall be required for the election of the President; should this majority not be obtained after the second ballot, a simple majority shall suffice.

The President and Vice-Presidents shall be from different continents.

Article 17

The President shall be elected for four years. The Vice-Presidents shall be elected for three years. They shall not be immediately eligible for re-election either to the same posts or as Delegates on the Executive Committee.

If, following the election of a President, the provisions of Article 15 (paragraph 2) or Article 16 (paragraph 3) cannot be applied or are incompatible, a fourth Vice-President shall be elected so that all four continents are represented at the Presidency level.

If this occurs, the Executive Committee will, for a temporary period, have fourteen members. This exceptional situation shall come to an end as soon as circumstances make it possible to apply the provisions of Articles 15 and 16.

Article 18

The President of the Organization shall:

- (a) Preside at meetings of the Assembly and the Executive Committee and direct the discussions;
- (b) Ensure that the activities of the Organization are in conformity with the decisions of the General Assembly and the Executive Committee;
- (c) Maintain as far as is possible direct and constant contact with the Secretary General of the Organization.

Article 19

The General Assembly shall elect from among nominations put forward by the competent governmental authorities, the nine Delegates on the Executive Committee.

CONSTITUTION OF THE INTERNATIONAL CRIMINAL POLICE ORGANIZATION-INTERPOL

The Delegates shall be elected for a period of three years. They shall not be immediately eligible for re-election to the same posts.

Article 20

The Executive Committee shall meet at least once each year on being convened by the President of the Organization.

Article 21

In the exercise of their duties, all members of the Executive Committee shall conduct themselves as representatives of the Organization and not as representatives of their respective countries.

Article 22

The Executive Committee shall:

- (a) Supervise the execution of the decisions of the General Assembly;
- (b) Prepare the agenda for sessions of the General Assembly;
- (c) Submit to the General Assembly any programme of work or project which it considers useful;
- (d) Supervise the administration and work of the Secretary General;
- (e) Exercise all the powers delegated to it by the Assembly.

Article 23

The term of office of an Executive Committee member is deemed to end when this member resigns, or ceases to hold an official position within his or her national administration, or can no longer perform his or her duties as an Executive Committee member.

The competent governmental authority shall immediately notify the Secretary General of the termination of the Executive Committee member's term of office before it is due to expire.

The General Assembly shall elect a new Executive Committee member for a full term of office.

Article 24

In exceptional circumstances, on the proposal of the Executive Committee, the General Assembly may terminate an Executive Committee member's term of office before it is due to expire.

THE GENERAL SECRETARIAT

Article 25

The permanent departments of the Organization shall constitute the General Secretariat.

Article 26

The General Secretariat shall:

- (a) Put into application the decisions of the General Assembly and the Executive Committee;
- (b) Serve as an international centre in the fight against ordinary crime;
- (c) Serve as a technical and information centre;
- (d) Ensure the efficient administration of the Organization;
- (e) Maintain contact with national and international authorities, whereas questions relative to the search for criminals shall be dealt with through the National Central Bureaus;
- (f) Produce any publications which may be considered useful;
- (g) Organize and perform secretariat work at the sessions of the General Assembly, the Executive Committee and any other body of the Organization;
- (h) Draw up a draft programme of work for the coming year for the consideration and approval of the General Assembly and the Executive Committee;
- (i) Maintain as far as is possible direct and constant contact with the President of the Organization.

Article 27

The General Secretariat shall consist of the Secretary General and a technical and administrative staff entrusted with the work of the Organization.

Article 28

The appointment of the Secretary General shall be proposed by the Executive Committee and approved by the General Assembly for a period of five years. The Secretary General may be re-appointed only once, for a further period of five years, but must lay down office on reaching the age of sixty-five. The Secretary General may be allowed to complete the term of office on reaching the age of sixty-five but shall not hold office beyond the age of seventy.

CONSTITUTION OF THE INTERNATIONAL CRIMINAL POLICE ORGANIZATION-INTERPOL

NATIONAL CENTRAL BUREAUS

The Secretary General must be chosen from among persons highly competent in police matters.

In exceptional circumstances, the Executive Committee may propose at a meeting of the General Assembly that the Secretary General be removed from office.

Article 29

The Secretary General shall engage and direct the staff, administer the budget, and organize and direct the permanent departments, according to the directives decided upon by the General Assembly or Executive Committee.

The Secretary General shall submit to the Executive Committee or the General Assembly any propositions or projects concerning the work of the Organization.

The Secretary General shall be responsible to the Executive Committee and the General Assembly.

The Secretary General shall have the right to take part in the discussions of the General Assembly, the Executive Committee and all other dependent bodies.

In the exercise of his or her duties, the Secretary General shall represent the Organization and not any particular country.

Article 30

In the exercise of their duties, the Secretary General and the staff shall neither solicit nor accept instructions from any government or authority outside the Organization. They shall abstain from any action which might be prejudicial to their international task.

Each Member of the Organization shall undertake to respect the exclusively international character of the duties of the Secretary General and the staff, and abstain from influencing them in the discharge of their duties.

All Members of the Organization shall do their best to assist the Secretary General and the staff in the discharge of their functions.

Article 31

In order to further its aims, the Organization needs the constant and active co-operation of its Members, who should do all within their power which is compatible with the legislations of their countries to participate diligently in its activities.

Article 32

In order to ensure the above cooperation, each country shall appoint a body which will serve as the National Central Bureau. It shall ensure liaison with:

- (a) The various departments in the country;
- (b) Those bodies in other countries serving as National Central Bureaus;
- (c) The Organization's General Secretariat.

Article 33

In the case of those countries where the provisions of Article 32 are inapplicable or do not permit of effective centralized co-operation, the General Secretariat shall decide, with these countries, the most suitable alternative means of co-operation.

THE ADVISERS

Article 34

On scientific matters, the Organization may consult "Advisers". The role of the Advisers shall be purely advisory.

Article 35

Advisers shall be appointed for three years by the Executive Committee. Their appointment will become definite only after notification by the General Assembly.

They shall be chosen from among those who have a world-wide reputation in some field of interest to the Organization.

An Adviser may be removed from office by decision of the General Assembly.

CONSTITUTION OF THE INTERNATIONAL CRIMINAL POLICE ORGANIZATION-INTERPOL

THE COMMISSION FOR THE CONTROL OF FILES

Article 36

The Commission for the Control of Files is an independent body which shall ensure that the processing of personal information by the Organization is in compliance with the regulations the Organization establishes in this matter.

The Commission for the Control of Files shall provide the Organization with advice about any project, operation, set of rules or other matter involving the processing of personal information.

The Commission for the Control of Files shall process requests concerning the information contained in the Organization's files.

Article 37

The members of the Commission for the Control of Files shall possess the expertise required for it to accomplish its functions. Its composition and its functioning shall be subject to specific rules to be laid down by the General Assembly.

BUDGET AND RESOURCES

Article 38

The Organization's resources shall be provided by:

- (a) The financial contributions from Members;
- (b) Gifts, bequests, subsidies, grants and other resources after these have been accepted or approved by the Executive Committee.

Article 39

The General Assembly shall establish the basis of Members' subscriptions and the maximum annual expenditure according to the estimate provided by the Secretary General.

Article 40

The draft budget of the Organization shall be prepared by the Secretary General and submitted for approval to the Executive Committee.

It shall come into force after acceptance by the General Assembly.

Should the General Assembly not have had the possibility of approving the budget, the Executive Committee shall take all necessary steps according to the general outlines of the preceding budget.

RELATIONS WITH OTHER ORGANIZATIONS

Article 41

Whenever it deems fit, having regard to the aims and objects provided in the Constitution, the Organization shall establish relations and collaborate with other intergovernmental or non-governmental international organizations.

The general provisions concerning the relations with international, intergovernmental or non-governmental organizations will only be valid after their approval by the General Assembly.

The Organization may, in connection with all matters in which it is competent, take the advice of non-governmental international, governmental national or non-governmental national organizations.

With the approval of the General Assembly, the Executive Committee or, in urgent cases, the Secretary General may accept duties within the scope of its activities and competence either from other international institutions or organizations or in application of international conventions.

APPLICATION, MODIFICATION AND INTERPRETATION OF THE CONSTITUTION

Article 42

The present Constitution may be amended on the proposal of either a Member or the Executive Committee.

Any proposal for amendment to this Constitution shall be communicated by the Secretary General to Members of the Organization at least three months before submission to the General Assembly for consideration.

All amendments to this Constitution shall be approved by a two-thirds majority of the Members of the Organization.

Article 43

The French, English and Spanish texts of this Constitution shall be regarded as authoritative.

CONSTITUTION OF THE INTERNATIONAL CRIMINAL POLICE ORGANIZATION-INTERPOL

Article 44

The application of this Constitution shall be determined by the General Assembly through the General Regulations and Appendices, whose provisions shall be adopted by a two-thirds majority.

TEMPORARY MEASURES

Article 45

All bodies representing the countries mentioned in Appendix I shall be deemed to be Members of the Organization unless they declare through the appropriate governmental authority that they cannot accept this Constitution. Such a declaration should be made within six months of the date of the coming into force of the present Constitution.

Article 46

At the first election, lots will be drawn to determine a Vice-President whose term of office will end a year later.

At the first election, lots will be drawn to determine two Delegates on the Executive Committee whose term of office will end a year later, and two others whose term of office will end two years later.

Article 47

Persons having rendered meritorious and prolonged services in the ranks of the ICPC may be awarded by the General Assembly honorary titles in corresponding ranks of the ICPO.

Article 48

All property belonging to the International Criminal Police Commission are transferred to the International Criminal Police Organization.

Article 49

In the present Constitution:

- “Organization”, wherever it occurs, shall mean the International Criminal Police Organization;
- “Constitution”, wherever it occurs, shall mean the Constitution of the International Criminal Police Organization;

- “Secretary General” shall mean the Secretary General of the International Criminal Police Organization;
- “Committee” shall mean the Executive Committee of the Organization;
- “Assembly” or “General Assembly” shall mean the General Assembly of the Organization;
- “Member” or “Members” shall mean a Member or Members of the International Criminal Police Organization as mentioned in Article 4 of the Constitution;
- “delegate” (in the singular) or “delegates” (in the plural) shall mean a person or persons belonging to a delegation or delegations as defined in Article 7;
- “Delegate” (in the singular) or “Delegates” (in the plural) shall mean a person or persons elected to the Executive Committee in the conditions laid down in Article 19.

Article 50

This Constitution shall come into force on 13 June 1956.

CONSTITUTION OF THE INTERNATIONAL CRIMINAL POLICE ORGANIZATION-INTERPOL

APPENDIX 1:

**LIST OF STATES TO WHICH THE
PROVISIONS OF ARTICLE 45 OF THE
CONSTITUTION SHALL APPLY**

Argentina, Australia, Austria, Belgium, Brazil,
Burma, Cambodia, Canada, Ceylon, Chile,
Colombia, Costa Rica, Cuba, Denmark, Dominican
Republic, Egypt, Eire, Finland, France, Federal
German Republic, Greece, Guatemala, India,
Indonesia, Iran, Israel, Italy, Japan, Jordan, Lebanon,
Liberia, Libya, Luxembourg, Mexico, Monaco,
Netherlands, Netherlands Antilles, New Zealand,
Norway, Pakistan, Philippines, Portugal, Saar, Saudi
Arabia, Spain, Sudan, Surinam, Sweden,
Switzerland, Syria, Thailand, Turkey, United
Kingdom of Great Britain and Northern Ireland,
United States of America, Uruguay, Venezuela,
Yugoslavia.

【 参考資料Ⅴ 】 インターポール標章

- 国際刑事警察機構の標章指定（平成六年四月二十六日 号外 通商産業省告示第二百五十五号）
商標法（昭和三十四年法律第百二十七号）第四条第一項第三号（注一商標登録を受けることができない商標）の規定に基づき、国際刑事警察機構の標章を指定し、平成六年五月一日から適用する。
昭和三十六年十二月八日通商産業省告示第六百八十六号及び昭和五十六年六月十八日通商産業省告示第二百四十八号は、平成六年四月三十日限り廃止する。
- 不正競争防止法第十六条第一項及び第三項並びに第十七条に規定する外国の国旗又は国の紋章その他の記章及び外国の政府若しくは地方公共団体の監督用若しくは証明用の印章又は記号並びに国際機関及び国際機関を表示する標章を定める省令（平成六年四月十九日 号外 通商産業省令第三十六号）
第四条
法第十七条（注一国際機関の標章の商業上の使用禁止）の経済産業省令で定める国際機関は、別表第四の上欄に掲げるとおりとし、それぞれについて同条の経済産業省令で定める国際機関を表示する標章は、同表の下欄に掲げるとおりとする。
- 不正競争防止法第十六条第一項及び第三項並びに第十七条に規定する外国の国旗又は国の紋章その他の記章及び外国の政府若しくは地方公共団体の監督用若しくは証明用の印章又は記号並びに国際機関及び国際機関を表示する標章を定める省令の一部を改正する省令（平成十八年九月四日 号外 経済産業省令第八十六号）

別表第四国際刑事警察機構の項を次のように改める。

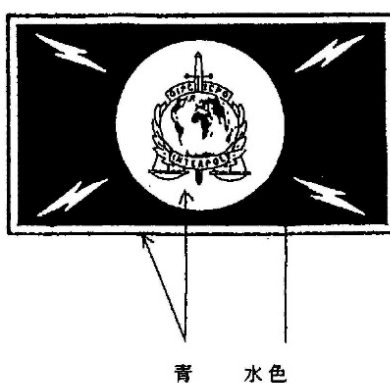
国際刑事警察機構	
一	国際刑事警察機構
二	International Criminal Police Organization
三	Organisation Internationale de Police Criminelle
四	I. C. P. O.
五	O. I. P. C.
六	INTERPOL
七	アイ・シー・ビー・オー
八	オ・イ・ペ・セ
九	インターポール
十	アンテルボール
十一	ORGANISATION INTERNATIONALE DE POLICE CRIMINELLE
十二	INTERNATIONAL CRIMINAL POLICE ORGANIZATION
十三	ORGANIZACION INTERNACIONAL DE POLICIA CRIMINAL
十四	المجموعة الدولية للشرطة
十五	م.د.ش.ج. - انترپول
十六	INTERPOL
十七	انترپول
十八	



十九



二十



二十一 国際刑事警察機構ファイル管理委員会

二十二 Commission de Contrôle des Fichiers de l'O.I.P.C.-Interpol

二十三 Commission for the Control of Interpol's Files

二十四 Comisión de Control de los Ficheros de la OIPC-Interpol

二十五 لجنة الرقابة على محفوظات الاسم - انترپول

二十六 CCF

二十七



附 則

この省令は、公布の日から施行する。

国際刑事警察機構(インターポール)の概要

◆名 称

国際刑事警察機構 (インターポール)

(International Criminal Police Organization-INTERPOL)

◆設 立

1956 年

(前身の国際刑事警察委員会は、1923 年設立)

◆加盟国数

196 の国・地域 (2025 年 2 月末現在)

◆目的と原則

○ インターポール憲章第 2 条 (目的)

- ・ 各国の国内法の範囲内で、かつ、「世界人権宣言」の精神に基づき、すべての刑事警察間における最大限の相互協力を確保し、及び推進すること。
- ・ 一般法犯罪の予防及び鎮圧に効果があると認められるあらゆる制度を確立し、及び発展させること。

○ インターポール憲章第 3 条 (原則)

- ・ 機構は、政治的、軍事的、宗教的又は人種的性格を持ついかなる干渉又は活動もしてはならない。

◆構成要素

総会

執行委員会

ファイル管理委員会

事務総局

国家中央事務局 (日本においては警察庁)

◆財 政

(全体予算)

2025 年…約 1 億 1,570 万ユーロ

(約 188 億 6 千万円)

(1 ユーロ = 163 円 (2025 年レート))

(うち分担金総額)

2025 年…約 1 億 308 万 6 千ユーロ

(約 168 億 300 万円)

(1 ユーロ = 163 円 (2025 年レート))

(うち日本分担額)

2025 年…約 779 万 4 千ユーロ

(約 12 億 7,100 万円)

(1 ユーロ = 163 円 (2025 年レート))

◆主な活動

- ・ 国際犯罪及び国際犯罪者に関する情報の収集と交換
- ・ 犯罪対策のための国際会議の開催
- ・ 逃亡犯罪人の所在発見と国際手配書の発行
- ・ 加盟国の捜査能力向上のためのトレーニングの計画及び実施

◆本部所在地

フランス リヨン市



◆日本警察とインターポール

加盟年：1952 年

(前身の国際刑事警察委員会への加盟)

活 動：

1967 年 第 36 回インターポール総会及び第 1 回アジア地域会議開催

1987 年 第 9 回アジア地域会議開催

1970 年 アジア地域通信網の地域局の設置
～2006 年

1975 年～ 事務総局への警察庁職員の派遣

2007 年 第 6 回アジア連絡調整官会議の開催
そのほか、国際的な捜査協力の実施等



事務総局遠景 ©INTERPOL

年 表

年 月	事 項
1914 年（大正 3 年）4 月	第 1 回国際刑事警察会議
1923 年（大正 12 年）9 月	第 2 回国際刑事警察会議、国際刑事警察委員会（ICPC）の創設
1929 年（昭和 4 年）	ICPC 通信網（短波通信）の創設
1946 年（昭和 21 年）	ICPC の活動再開
1952 年（昭和 27 年）8 月	日本警察が ICPC に加盟
1956 年（昭和 31 年）	国際刑事警察機構の発足 インターポール憲章の採択（第 25 回総会（ウィーン））
1966 年（昭和 41 年）	通信網の東京局を開局
1967 年（昭和 42 年）9 月	第 36 回インターポール総会及び第 1 回アジア地域会議の開催（京都）
1970 年（昭和 45 年）4 月	通信網の東京局が地域局に昇格
1971 年（昭和 46 年）	国連経済社会理事会がインターポールとの協力協定の承認
1975 年（昭和 50 年）4 月	警察庁国際刑事課の設置
同 年 8 月	日本からインターポール事務総局への職員派遣の開始
1980 年（昭和 55 年）	国際捜査共助法の制定
1987 年（昭和 62 年）7 月	第 9 回アジア地域会議の開催（東京）
1989 年（平成元年）5 月	インターポール本部の移転（パリ→リヨン）
1990 年（平成 2 年）9 月	副総裁に川田晃警察大学校国際捜査研修所長が就任（1993 年 10 月まで）
1992 年（平成 4 年）1 月	通信網の中央局にメッセージ交換システムの導入
1993 年（平成 5 年）4 月	日本でメッセージ交換システムの運用開始
同 年 12 月	通信網の中央局で短波通信の運用終了
1994 年（平成 6 年）7 月	警察庁国際第二課の設置
1996 年（平成 8 年）10 月	第 51 回国連総会でインターポールにオブザーバー資格を承認
同 年 同 月	総裁に兼元俊徳警察庁国際部長が就任（2000 年 11 月まで）
2003 年（平成 15 年）4 月	東京局が I-24/7 に接続
同 年 10 月	執行委員に瀧澤裕昭警察庁警備局国際テロリズム対策室長（当時）が就任（2006 年 9 月まで）
2004 年（平成 16 年）4 月	警察庁国際捜査管理官の設置（国際第二課の廃止）
同 年 6 月	「国際捜査共助等に関する法律」の施行
2006 年（平成 18 年）4 月	通信網の地域局の廃止
2007 年（平成 19 年）1 月	第 6 回アジア連絡調整官会議の開催（東京）
2009 年（平成 21 年）10 月	執行委員に河合信之警察庁組織犯罪対策部国際組織犯罪対策官（当時）が就任 （2012 年 11 月まで）
2012 年（平成 24 年）11 月	副総裁に河合信之警察大学校組織犯罪対策教養部長（当時）が就任（2015 年 11 月まで）
2018 年（平成 30 年）11 月	執行委員に中谷昇国際課長（当時）が就任（2019 年 3 月まで）